

事 務 連 絡
令和4年10月21日

各 位

一般社団法人 京都府薬剤師会
セルフメディケーションWG

令和4年度 医薬品販売制度対応に関する自己点検の実施（お願い）

平素は当会会務運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和4年2月24日付け日本薬剤師会から「令和3年度医薬品販売制度対応に関する自己点検の都道府県毎の結果が届き、実施率平均81.9%のところ、京都府では65.2%とワースト4位の結果となりました。」（裏面ご参照下さい）

今年度も引き続き日本薬剤師会からの依頼により、当会会員薬局・店舗が医薬品販売制度における法令を遵守していることを確認することを目的とし、各薬局・店舗の皆様にご自己点検を行っていただくこととなりました。「医薬品販売制度に関する自己点検」〔重点項目〕をご記入いただき、令和4年11月30日（水）までにご回答くださいますようお願いいたします。

※チェックリスト表の回答結果は目的外の用途に使用することはありません。

**本件はアンケートではなく、各薬局・店舗での
販売体制に係る法令遵守状況の確認です。**

**必ず自己点検の上、FAXにてご回答いただきます
ようお願い申し上げます。**

（期限内にご回答がない場合、

状況を確認させていただく場合がございます）

令和3年度医薬品販売制度に関する自己点検の集計結果(全国版)

	都道府県	自己点検表を配布した薬局・店舗数	実施した旨の報告が得られた薬局・店舗数	うち、該当する項目の適切な実施が確認できた数*	うち、OTC薬の取扱いがあった数	備考	実施率	うち、該当する項目の適切な実施が確認できた率*	うち、OTC薬取扱い率
1	北海道	2,145	2,066	2,059	1,740		96.3%	99.7%	84.2%
2	青森県	592	554	554	513		93.6%	100.0%	92.6%
3	岩手県	560	467	467	419		83.4%	100.0%	89.7%
4	宮城県	1000	660	660	535		66.0%	100.0%	81.1%
5	秋田県	511	502	502	470		98.2%	100.0%	93.6%
6	山形県	544	411	411	341		75.6%	100.0%	83.0%
7	福島県	809	796	794	739		98.4%	99.7%	92.8%
8	茨城県	1,017	757	757	668		74.4%	100.0%	88.2%
9	栃木県	756	556	556	509		73.5%	100.0%	91.5%
10	群馬県	801	472	472	418		58.9%	100.0%	88.6%
11	埼玉県	1,810	1,223	1,223	1,152		67.6%	100.0%	94.2%
12	千葉県	1,993	1,303	1,279	1,038		65.4%	98.2%	79.7%
13	東京都	4,450	4,321	3,426	3,442	独自点検実施	97.1%	79.3%	79.7%
14	神奈川県	1,457	1,089	1,089	936		74.7%	100.0%	86.0%
15	新潟県	1,100	718	718	663		65.3%	100.0%	92.3%
16	富山県	464	457	457	384		98.5%	100.0%	84.0%
17	石川県	470	470	470	444		100.0%	100.0%	94.5%
18	福井県	284	270	270	241		95.1%	100.0%	89.3%
19	山梨県	357	235	235	194		65.8%	100.0%	82.6%
20	長野県	929	863	863	841		92.9%	100.0%	97.5%
21	岐阜県	933	725	725	617		77.7%	100.0%	85.1%
22	静岡県	1,520	1,399	1,399	1,273		92.0%	100.0%	91.0%
23	愛知県	2,942	2,454	2,454	1,925		83.4%	100.0%	78.4%
24	三重県	770	654	647	551		84.9%	98.9%	84.3%
25	滋賀県	566	459	459	385		81.1%	100.0%	83.9%
26	京都府	1027	670	670	625		65.2%	100.0%	93.3%
27	大阪府	3,555	2,466	2,466	2,175		69.4%	100.0%	88.2%
28	兵庫県	2,397	1,512	1,512	1,308		63.1%	100.0%	86.5%
29	奈良県	468	392	392	364		83.8%	100.0%	92.9%
30	和歌山県	466	370	370	311		79.4%	100.0%	84.1%
31	鳥取県	270	217	217	207		80.4%	100.0%	95.4%
32	島根県	338	263	263	254		77.8%	100.0%	96.6%
33	岡山県	838	790	733	746		94.3%	92.8%	94.4%
34	広島県	1,544	1,397	1,397	1151		90.5%	100.0%	82.4%
35	山口県	746	746	746	666		100.0%	100.0%	89.3%
36	徳島県	362	303	279	255		83.7%	92.1%	84.2%
37	香川県	520	446	446	410		85.8%	100.0%	91.9%
38	愛媛県	607	599	599	528		98.7%	100.0%	88.1%
39	高知県	390	302	302	289		77.4%	100.0%	95.7%
40	福岡県	2,433	2,401	2,401	1,702		98.7%	100.0%	70.9%
41	佐賀県	488	423	423	361		86.7%	100.0%	85.3%
42	長崎県	719	599	599	520		83.3%	100.0%	86.8%
43	熊本県	806	655	655	566		81.3%	100.0%	86.4%
44	大分県	564	404	404	344		71.6%	100.0%	85.1%
45	宮崎県	562	340	340	305		60.5%	100.0%	89.7%
46	鹿児島県	862	800	800	800		92.8%	100.0%	100.0%
47	沖縄県	551	376	376	267		68.2%	100.0%	71.0%
	計	49,293	40,352	39,336	34,592		81.9%	97.5%	85.7%

は全国以下

※本会の自己点検表では、実施できていない項目は適切に改善してから報告することとしているが、東京都薬剤師会の点検表では、点検時点で実施できていた薬局・店舗の報告数としている。

要回答

令和4年度 医薬品販売制度に関する自己点検

【目的】

国民が安全に、そして安心してセルフケア・セルフメディケーションを行うことができるよう、OTC 医薬品提供体制はもとより、私たち薬剤師が薬機法に定められた医薬品の販売ルールを遵守することは基本であり、常に点検・確認を行って、法令遵守された取り扱いと対応を確実なものとするため。

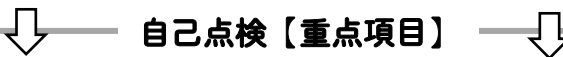
【自己点検 手順】

- 自己点検表（全体版）等のツールを用いて、自薬局・店舗の販売ルールの遵守状況の再確認を行う。
※ 自己点検表（全体版）による報告は必要ありません。不十分な項目があれば改善を行った上で、該当する全ての項目が適切に実施できる状態に改善していることを確認してください。



(日本薬剤師会 HP 会員ログイン > OTC 医薬品販売関連)

- 令和4年度自己点検【重点項目】として、下記の項目について遵守状況を確認し、不十分な項目があれば改善を行った上で、適切に実施できる状態に改善していることを確認してチェック を記入する。
- 令和4年度自己点検【重点項目】が完了したら、京都府府薬剤師会へ報告する。



自己点検【重点項目】

I. 全ての薬局・店舗

OTC 医薬品の取り扱いに関わらず、適切に実施していることを確認の上、確認欄にチェック を記入

No	点検内容	確認欄
1	当該薬局・店舗において OTC 医薬品の取り扱いがある	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
2	全ての従業員が名札を着用し、来局者が名札等により「薬剤師」「登録販売者」「一般従事者」を容易に判別できるようにしている	<input type="checkbox"/>
3	医薬品のリスク分類の定義、表示、情報提供及び指導、陳列、医薬品副作用被害救済制度に関する解説等の必要な掲示をしている	<input type="checkbox"/>

OTC 医薬品の取り扱いがある場合のみ「II」を回答、ない場合のみ「III」へ

II. OTC 医薬品の取り扱いがある薬局・店舗

適切に実施していることを確認の上、確認欄にチェック を記入

No	要指導	第1類	指定第2類	第2類第3類	点検内容	確認欄
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	取り扱い医薬品をリスク区分別（要指導、第1～3類）に陳列している	<input type="checkbox"/>
5	<input type="checkbox"/>	-	-	-	薬剤師が購入者に対し、当該医薬品は本人が使用することを確認している	<input type="checkbox"/>
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	-	薬剤師が対面により ^{注1} 、書面を用いた情報提供及び指導 ^{注1} をしている	<input type="checkbox"/>
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	△	情報提供及び指導 ^{注1} の内容を理解したこと、他に質問がないことを確認している（「△」は努力義務）	<input type="checkbox"/>
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-	1人1包装単位で販売している（仕組みが構築されている）	<input type="checkbox"/>

※注1：要指導医薬品のみ適用

注2：濫用等のおそれのある指定6成分を含む医薬品全てが対象

※濫用等のおそれのある医薬品の販売に際しての必要な確認事項は、自己点検表（全体版）で確認してください。

III.	該当する全ての項目について、適切に実施していることを確認した。	要確認欄
		<input type="checkbox"/>

薬局・店舗名	地域薬剤師会	薬剤師会
TEL	管理者名	

回答〆切日：令和4年11月30日（水）

FAX送信先：075-525-1650（京都府薬剤師会）

【注意】送信前に「III」をチェックしているか必ずチェックしてから送信して下さい。